別記様式１

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿
新庄市長　　殿

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書

令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項（追加募集）の規定に基づき、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="6">申請者</td><td>ふりがな</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>性別</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号
（携帯）</td><td></td><td>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ</td><td></td></tr>
<tr><td>高校等名
（中学校等名）</td><td colspan="3">卒業
※県外高校等から県外大学等に進学した場合又は高等専門学校在学中の場合は卒業した中学校等名を記入すること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">家族連絡先</td><td>ふりがな</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">大学等</td><td>名称</td><td colspan="3">第　　学年</td></tr>
<tr><td>所在都道府県</td><td>卒業予定年月</td><td colspan="2">（西暦）　　年　　月</td></tr>
<tr><td rowspan="4">支援を申請する奨学金</td><td colspan="4">いずれか一つに○
（　）日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）
（　）日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）
（　）市町村の奨学金（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸与月額　　円</td><td colspan="2" rowspan="2">途中で貸与月額に変更がある場合は、こちらに詳細を記載してください。
例）2024.4から2026.3まで30,000円、2027.4から2029.3まで60,000円、
入学時特別増額500,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸与総額　　円</td></tr>
<tr><td>貸与予定期間</td><td colspan="3">年　　月～　　年　　月まで</td></tr>
<tr><td>返還支援予定額</td><td colspan="4">26,000円　×（　　）月　＝　　円
↑令和８年４月以降に奨学金の貸付を受ける予定の月数
◎支援の申請時点の返還残額や大学等卒業後の居住地等で支援額は変わります。</td></tr>
<tr><td>米沢市へ申請する場合</td><td colspan="4">＜加算額＞20,000円×（　　）月　＝　　円</td></tr>
<tr><td>就業予定分野</td><td colspan="4">別表2「就業分野一覧」を参考にアルファベットを記入
分類（　　）　職業名（決まっている場合）（　　）</td></tr>
<tr><td>将来山形県で働くことを希望する理由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

□　私は、令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の１－(5)の規定に該当する者ではありません（必須）。
□　私は、令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の６－(5)の規定に該当する場合の支援額の返還に同意します（必須）。
□　私は、山形県又は県内市町村がＵターン関係情報の提供にあたり、申請書記載の各事項を使用することに同意します（任意）。

↑　**同意する場合✓（裏面もご確認ください。）**

（裏面）

（募集要項抜粋）

１－(5)　申請時点において、次のいずれにも該当しない者

イ　この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業又はやまがた就職促進奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者

ロ　この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に本事業の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者

ハ　この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）

ニ　以下の修学資金等を利用している又は大学等を卒業するまでに利用する予定がある者

・山形県医師修学資金　・山形県看護職員修学資金　・山形県保育士修学資金
・山形県介護福祉士修学資金　・山形県社会福祉士修学資金

６－(4)　助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取消しとなります。

イ　奨学金の返還が免除された場合
（死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等）

ロ　助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して２年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合

① 県外に居住又は就業した場合（就業先の都合によるものを除く。）
② 自己都合による離職期間が通算して６か月を超えた場合
③ 会社側の都合または病気､けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して 12 か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）

６－(5)　補助金の返還

６－(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

また、助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して２年以内に当初申請した市町村から県内の他市町村へ転居した場合は、支払いを受けた支援額（加算分を除く）の２分の１を県へ返還するものとします。６-(2)-②の返還支援額の加算がある場合は、当該加算額も合わせて県へ返還するものとします。

別　表２

就業予定分野一覧（参考：日本標準産業大分類）

就業予定分野は資格や職種ではなく、就業先の該当する分野となります。

分類	対象業種
A	農業・林業関連業種
B	漁業関連業種
C	建設業関連業種（鉱業，採石業，砂利採取業、建設業に関する測量設計業を含む。）
D	製造業関連業種
E	電気・ガス・熱供給・水道業関連業種
F	情報通信業関連業種
G	運輸業，郵便業関連業種
H	卸売業，小売業関連業種
I	金融業，保険業関連業種
J	不動産業，物品賃貸業関連業種
K	観光関連業種（旅行業、宿泊業等含む。）
L	飲食業関連業種
M	医療，福祉関連業種（医薬品販売関係を含む。）
N	教育，学習支援業関連業種
O	その他サービス業関連業種（A～N に分類されないもの）

※ Ａ～Ｎの各区分の関係業種には、各業種に関係するサービス事業を行う者（各業種に関する専門のコンサルタント、各業界の事業組合等）を含む。